東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート(セーフティモデル)

建築物名称	(仮称) 府中市白糸台1丁目計画
作成年月日	R5. 9. 28

			必須	項目		選択	項目		
	新築	Ę	項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0						0
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	8					8
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	4					4
別表2 計			12	12					12
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	3					3
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	2					2
別表3 計			5	5					5
別表 4	子育て支援施設やキッズルーム	等に関する基準	0						0
別表 5	管理・運営に関する基準		0						0
別表 6	区市町村からの意見の反映に陽	 する基準	0						0
別表4,5,	6 計		0	0					0
	合計		17	17					17
	チェック	 結果	С	K					

			必須	項目		選択	項目		
	既存▪词	没修	項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0						0
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	0					8
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	0					4
別表2 計			12	0					12
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	0					3
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	0					2
別表3 計			5	0					5
別表 4	子育て支援施設やキッズルーム	等に関する基準	0						0
別表 5	管理・運営に関する基準		0						0
別表 6	区市町村からの意見の反映に関	する基準	0						0
別表4,5,	6 計		0	0					0
	合計		17	0					17
	チェック								

即来9-1 作声内に開子又其準 (其本姓然第)に開子又其準)

			セー	フティ			セレク	· F			アドバ	ジスト		
項目	基準	新築	御で蔵	既存·i	改修 必須で該	新多	展 必須で該	1 [F・改修 必須で該	新多	発 必須で該	既	字・改修	表記のある図面番号、計画の内容等
	.	当他	領で該 するがな に等合ク		必須で該 当するがな 位等合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位場かか チェック		必須で該 当する部 位等がな サエック		必須で, 当する1 位等が; い場合 チェッ:	**************************************
1 段差解消	住戸内の床は、次に幾乎るものを除き、良差のない構造(5m以下の段差については、良差のないものとみなてか。)とする。 (1) 玄関の出入口の股差:くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くっずりとと専門川側のも能差が5mm以下としたもの (2) 玄関の上がりカまちの段米 (3) 容室の別人口の投資:20mm以下の単純股学としたもの女は容室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの(4) バルコニーの出入口の投資:接触服を有しない位戸のバルコニーについては、定場所でもの金貨だ、バルコニーの出入口の投資:20mm以下の単分を20mm以下の単純股差としたものす。180mm以下の単純股差としたもの方面、(4) が、190mm以下の単純股差とし、かつ、手りりを設置できるようにしたものが、190mm以下の単純股差としたものが、190mm以下の単純股差としたものが、190mm以下の単純股差とし、かつ、下すりを設置できるようにしたものが、190mm以上150mm以下の最近にあるでは、当次間の高さが500mm以下のまたぎ段差とし、かつ、下すりを設置できるようにしたものが、190mm以上150mm以下の投資、ア 前様が3 部以上9 同様では18mm以下の場合にあっては、当該前積の120 末満であること。 「当該部分の面積の合計が、当該原金の面積が18mm以下の場合にあっては、当該面積の120 末満であること。 「当該部分の面積の合計が、当該原金の面積の12年満であること。」 「150mm以上でおること。					□ 濰択		遊択		□ 必須		□ 潍	换	
転落防止 ・ さる危 険防止	 (1) 系察防止のための丁キウは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない無缺とするともは、次に掲げる基件に適合していること。ただし、外傷の地面、味やありの高さが1m以下の範囲又は開閉できない寒その他転落のおそれのないものは除く。 ア パルコニーその他これに頭するもの、2階以上の窓、磨下及び階段 (開放されている側に限る) (7) 窓間球面(閉段にあっては婚面の先端)から1,100m以上(1,200mm押契)に達するよう設けられていること。 (4) パルコニーその他これに類するもの、磨下及び階段にあっては極極、窓にあっては変化を必能とがのとなるおそれのある部分(以下「慶歴等」という。)には、足がかりとなりにくい指便を請じること。 イ 転落防止のための手すのの手で、作用を使いためっては直径の表しないました。 イ 転落防止のための手での下に直(限度、あっては建値の充定)及び聴撃等(振撃等)の第2が60muに関の場合に限る。)からの高さが800mu以内の部分に存するものの相互の関係は、内法寸法で110m以下(900m指集)であること。 	■ 必須		□ 必須		□ 必須		必須		□ 必須		_ &	劉	ア(ア)バルコニー:1,100mm 2階以上の窓:1,100mm (イ)該当なし イ バルコニー:80mm ループバルコニー:105mm サービスバルコニー:105mm
	(2) バルコニー(エアコンの宝外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛からにならないよう、等外機等の設置場所を高さ1,100mm以上(1,200mm推奨)の構で関うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止指置を誘じること。	■ 必須		□必須		□ 必須		必須		□必須		_ &	A	手摺から600mm以上の離隔確保
	(3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、期口制限 ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置な ど、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。	■必須		□ 必須		□ 必須		必須		□必須		_ &	須 🗆	鍵付きクレセント錠を設置
	(1) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出人口がある場合は、溶下物による危険 防止措置を講じること。	■ 必須		□ 必須		□ 必須		必須		□ 必須		□必	e u	エントランスに庇、サプエントランスに落下防護ネット設置
3 シックハ ウス対策	各住戸の居室内の内萎の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定権材 は、日本産業規格又は日本農林規格の時☆☆☆☆表示のある建築材料等(ホルムア ルデヒト発散建築材料に該当しないもの)とする。	■ 必須		□ 必須 ※		□ 必須		必須 ※		□ 必須			a -	F☆☆☆表示の素材使用
	(1) 防犯対策用の鍵を使用する。	■ 必須		□ 必須		□ 必須		必須		□ 必須		□ &	A	ダブルロック
4 防犯対策	(2) 室内との通話機能を有したインターホン等を設置する。その場合、カメラ付きインターホンにするよう努める。	■必須		□ 必須		□ 必須		必須		□ 必須		□必	類 🗆	カメラ付インターホン
	(3) パルコニーに面する住宅の恋のうち侵入が地球される整に存するものには、遊煙計画ト支障のない範囲において、合わせガラス、粉犯フィルム、総付クレセント又はシャッターの設障等、侵入の助止に有効な措置を講じる。	■ 必須		□ 必須		□ 必須		必須		□ 必須		□ ĕ	須 🗆	鍵付きクレセント錠を設置
界床の防 音性の確 保	(1) 界球の仕様は次のいずれかとする。 ア 床スラブ厚が200mm以上(既存作宅にあっては、150mm以上)の鉄筋コンクリート法、教育教師コンクリート法では教育コンクリート法で普通コンクリートを用いた物文はこれらと同等の面前皮を有するのとする。 JISA 1418-2 (建築物の工業者を進售性態の選定方法)による床着整査レベルに対して、JISA 1419-2 (世美物及工業者を制作した事業を対して、JISA 1419-2 (世美物及工業者を制定したする。	/				□ 選択		遊択		☐ 6 3¶		□ 遊	灰 /	
	(2) 未造の建築物については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を確保するための方策を講じる。 1(1) 昇峻の仕様は次のいずれかとする。				\angle	□ 選択	_	選択	Ζ,	□必須			K /	
界壁の防	「 外壁の上路は50パリオにルミナる。 ア 界壁の厚みが180mm以上(接存件宅にあっては、150mm以上) の鉄筋コンクリー ト帝、鉄膏敷除コンクリート造作しくは軟膏コンクリート並で普直コンクリー トを用いた物文はこれらと同等の面密度を有するものとする。 イ JIS A 1419-1 (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法) による音響透過損 矢等級化-50等級相当以上とする。					□ 選択		選択		□ 必須		□遊	K	/
6 音性の確 保	(2) コンセントボックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当該界壁の 両側の対面する位置に当該床壁を欠き込んで設けない。 また、当該界壁にボード類が最高されている場合にあっては、当該界壁とボード類 の間に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない。					□ 選択		選択		□必須		□進	K	
	(3) 木造の建築物については、遮音上有効な材料、下法を採用するなど、遮音性を確保 するための方策を講じる。					□ 遊択	/	選択	\angle	□ 必須		□ 遊	R /	
開口部の 7 防音性の	サッシ等の関ロ部 JIS A 4706 (サッシ) による適音性能T-1等級相当以上の材料を使用する。					□ 選択		選択		□必須		□選	択 /	
確保	JIS A 4706 (サッシ) による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する。							Ι,		□ 選択				
抗菌、防 カビ、抗 ウイルス	SIAAの基準を満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、抗薬、防カビ、抗ウイルス対応排産が溝じられた社会商品を使用する。					□ 選択		選択		□ 選択		□選	K /	
対応	適合項目数	必須 8		必須選	0	須	0		0	須	0	必須選	0	
						枳	0	1	0	把	0	択	0	

別表 2-2 住戸内に関する基準 (単位空間別の基準)

פומ	KZ-Z	住戸内に関する基準 (単位空間別の基準)	-tz	フティ		-1 2 1.2	クト			アドバ	シスト		
			新築	既存·改修	新		既存・	改修	新		既存·	改修	
	項目	基準	必須で診 当する高 位等かな い場合 チェック	当する部位等がない場合		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該当する部 位等がない場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するのな 位等がない場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) ドアストッパー、ドアクローザー 聞き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、 吊元側の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み助止力 水一等指検み助止措置を講じる。 (2) ベビーカー等階場			□ 選択		□選択		□ 必須		□ 選択		
		玄関周辺への平場やクローゼット内(可動式棚配置等による)スペースの確保により、ベビーカー、三輪転等を置くスペースを設ける、公開へのスペース機体が乗しい場合は、、戸用名関等契理内に該定性尸数の3分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保す			□ 選択		□選択		□ 選択		□ 選択		
1	玄関	(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置 できる構造になっている。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明 を設置する。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(5) 耐震性能 支関ドア枠は耐震枠で、JIS (日本工業規格)におけるA4702面内変形 追随性の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガード も耐震性に配慮したものとなっている。			□選択		□選択		□ 選択		□ 選択		
		(1) 利便性への配慮 流面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制 郷が可能な水栓金具とする。 ホース付水枠(シャワー吐水機能付き)とする。			□ 選択	/ /	□ 選択		□ 選択		選択		
2	洗面所・	タッチレス水栓とする。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
	脱衣所	(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造に なっている。			□ 選択		□ 選択		□ 選択	\angle	□ 選択		
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の 設備を施す。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進人を防止する鍵をおおむね床上1,400mm以上の高さに設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	■ 必須 □	□必須□	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		進入防止鍵を床上1400mm以上の 高さに設置 緊急時に扉の取り外し可能
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。			□ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		
		(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(4) 呼び出し機能の設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
3	浴室	(5) 広さの確保内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。			□選択		□選択		□ 必須		□ 選択		
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とす る。			□ 選択		□選択		□選択		□ 選択		
		カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式に なっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置が なされている。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(7) 浴室暖房乾燥機の設置浴室暖房乾燥設備を設置する。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、 便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分を含む。)が500 mm以上を確保する。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
4	トイレ	(2) 手すりの設置 手すりを設置する。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	■必須□	□必須□	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		外側から解錠可能
		(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。			□ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 必須		
		(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしなから子供の確子を見守ることができるよう、対面式 キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。			□選択		□選択		□ 選択		□ 選択		
		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さ として、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯 温度の制御が可能な水栓金具とする。 タッチレス水栓とする。			選択	/ /	□選択		選択		選択		
5	台所	(4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しな いような措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッ チン入口の形状の工夫や、壁下地を設ける。 (5) 危険防止設備等の設置			選択		選択		選択		選択		
		コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。	■必須□	□必須□	□必須		□必須		□ 必須		□ 必須		チャイルドロック付
		ガス漏れ検知器を設置するなど、更なる危険防止措置を講じる。 (6) 食器洗い乾燥機の設置			□ 選択		□ 選択	$\overline{}$	選択	-	選択		
		ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。 (7) 耐震ラッチの設置			□選択	\leftarrow	□選択	-	□必須		□選択		
	<u> </u>	吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。			_ ~~				_ 200		L		

別表 2-2 住戸内に関する基準 (単位空間別の基準)

נימ	× 2 – 2	住戸内に関する基準(単位空間別の基準)							
				フティー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー		クト		ンスト	
	項目	基準	新築 必須で該 当するな 位等がな い場合 チェック	既存・改修 必須で該 当すで該 位等がな い場合 チェック	新築 必須で該 当するかな 化等がな い場合 チェック	既存・改修 必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	新築 必須で該 当するなな に場合なない場合 チェック	既存・改修 必須で該 当するがな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 開き戸 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 ○ 品元側は子供が指を挟むおよのある隙間(5mm以上13mm未満)がない構造とする。尿の開閉の途中のお瞭自含める。ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも返止進断に適合しているものとみなす。この場合、入居案内等にて人屋者に対し関加を行う。 ・主に付資策:指挟み助止商品の配布(改置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指採み助止商品の配布(改置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指採み助止商品の配布(設置は作戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指採み助止商品の用意(人屋者の意向により設置) ○ 戸先側は次のいずれの対策を議じる。 ・風の通り道に設置する開き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、関等の外力で急激に原が閉まらない構造である。・戸側乂は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手乂は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。							
6	建具	居室間や主要な通路上に配置される開き戸 トイレや洗面所等に配置される開き戸			□選択□	選択	□ 必須 □	選択	
		(2) 引き戸 100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、指を挟まないような措置を譲じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。			□ 選択	□ 選択	□ 必須 □	□選択	
		(3) 折戸 屏の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間 (5mm以 上13mm未満) がない構造とする。			□選択	□選択	□ 必須 □	□選択	
		(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやブッシュハンドル等の開閉の容易なものと するなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手 は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものとする。			□ 選択	□ 選択	□必須□	□選択	
		(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要のある場合は、安全ガラスとするなど、割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講じる。			□選択	□選択	□ 必須 □	□選択	
		(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチに することにより、子供でも使いやすいものとする。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		7 のことにより、丁灰くりでパマッパものとりな。 (2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。			□ 選択	□選択	□選択	□選択	
		(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を8%以上確保する。			□選択	□選択	□選択	□選択	
7	居室	(S1+S2) / 当該柱戸の専有部分の面積 (ml) ×100 S1:高さ180cuL上の取納部分の水平投影面積 (ml) S2:高さ180cu未満の収納部分の水平投影面積 (ml) × (当該収納部分の高さ (cm) / 180) (4) 室内物干レスペースの設置							
		使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内 に設置する。			選択	□選択	選択	選択	
		(5) 壁等の出隅の面取り 壁・住等の出隅の分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、 やむを得す面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形状・仕上げとする。 (6) 家具等の転倒防止			□ 選択	□ 選択	□選択	□選択	
		(7) グッペランもいの必要 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのでき るような構造とする。 (7) クッション性の高い味素材 転倒による事故防止や防管性を高めるため、床にクッション性の高い			□ 選択	□ 選択	選択	選択	
		材料を使用する。 (1) 足掛かり等への配慮							
		ア供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収締時も含め、足掛かりにならないようにする。	■ 必須 □	□ 必須 □	□ 必須 □	□必須□	□ 必須 □	□ 必須 □	ア ガラス手摺を採用 イ 室外機と手摺との離隔600mm 以上確保 ウ 床上650mmの高さに設置
8	バルコニー	エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないよう にチャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する (消防 の指導により使用できない場合はその限りではない)。							エ 危険防止ロック付きの避難 ハッチを設置
		(2) スロップシンクの設置 スロップンンクをハレコニー等に改置する。たたし、これらによし 登って手すりから転落することを防止するために、これらの設備は手 すりから600mm以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措置を 選じる。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm (柱等の箇所にあっては750mm) 以上を確 保する。			□ 選択	□選択	□ 選択	□ 選択	
9	住戸内通 路及び出 入口	(2) 住戸内出入口の幅員 住戸内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く) の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の 厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、 玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる 部分の長さ含む。) は750mm (浴室の出入口にあっては600mm) 以上 を確保する。			□選択	□ 選択	□選択	□選択	
		(1) 勾配等 住戸内に設ける階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。 ただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。 勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550 mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。							
10	住戸内階 段	イ 蹴込みが30mm以下であること。 ウ アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の教い方30mmから300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、アの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 (ア 90以及用回部が7か「平空が水からよる収入内で「床成され、かっ、その略面の実い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部へのり度風曲部分が踊り場から上3度以内で構成され、かっ、そ			□ 選択	選択	□必須□□	選択	
		の暗面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分				1 1/		/	

別表 2-2 住戸内に関する基準 (単位空間別の基準)

			セー	フティ	セレ	クト	アドバ	シスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該当する部位等がない場合 チェック	必須で該当する部 位等がない場合 チェック	必須で該当する部 位等がない場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当するな 位等がな い場合 チェック	
		(9) 180度電曲部分が4段で構成され、かつ、その塔面の狭い方 の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階 段の部分							
		(2) 手すりの設置 少なくとも片側 (勾配が45度を超える場合は両側) に、かつ、踏面の 先端からの高さが800mmから850mmまでの位置に設けられている。			□ 選択	□選択	□ 必須 □	□選択	
		(3) チャイルドフェンスの設置等 転落事故等、危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止する ため、チャイルドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。			□選択	□選択	□選択	□選択	
	テレワー クスペー ス	テレワークスペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備 (照明、Wi-Fi接続が可能なインターネット環境、コンセント等)を 整備する。			□選択	□選択	□ 選択	□選択	
12	その他	その他、子育てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。			□ 選択	選択	□ 選択	選択	
		適合項目数	必 4	必 須	必 0	必 0	必 須	必 0	
		地口公日数			選 0	選 0	選 0	選 (0	

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

					セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ベンスト		
				彩	築	既存•	改修	3	听築	既有	ア・改修	新	築	既存	·改修	
	項目		基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当中る部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位場かな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		るため手すり	放されている共用廊下及び共用階段等には、転落を防止す を設置し、安全性に配慮する。													
		い形状とする 共用廊下にあ 下の階段の部 ア 手すりの	高さ													ア(ア)1,100mm (イ)該当なし
	転落防止	(1,	床面(階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上 ,200mm推奨)に達するよう設けられていること。	■ 必多		□ 必須			Į 🗆		A 🗆	□ 必須		□ 必須		イ 共用廊下、渡り廊下:80mm 屋外階段:105mm
1	・落下物 による危 険防止	イ 手すり子 等の高さ	(等には、足がかりとなりにくい材置を講じること。 ・が、床面(路段にあっては路面の先端)及び慶覧等(慶覧 が650mm未消の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部 るものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推 ること。													ウ 該当なし
		ウ 入居者の														
			や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物 止指置を講じること。	■ 必須		□ 必須		□ «E	# -		fi 🗆	□必須				エントランス、サブエントランス に庇設置
2	転倒防止	面は、雨に濡	に至る通路及び共用階段、共用階段、共用館下等の床の床 はる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利 、滑りにくい材料を使用する。					口選	R /	□選	R /	□ 必須		□ 選択		
3	衝突防止	ガラスは、衝	ホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明 突による事故を防止するため、安全ガラスとするか、衝突 貼る等の視認性を高める措置を講じる。	■ 必多	i 🗆	□ 必須			ğ 🗆		Д 🗆	□必須		□ 必須		衝突防止シール
4	避難経路 における 安全確保		る雄具の握り手が握り玉形式のように握力が必要なもの 構による形式でなく、レバーハンドル形式等子供にも使い する。					□選	R	□選	R	□ 必須		□ 選択		
5	敷地内通 行の安全 確保	敷地内の歩道	と車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。					□ 選	R	□ 選;	R	□ 選択		□ 選択		
		以下に例示す	るものなど、防犯対策を講じるていること。													
6	防犯対策		設置等の防犯対策を講じること。					□ 選	R	□ 選技	R	□ 選択		□ 選択		
		ロックシステ	ア型の住棟など共用部が閉鎖空間となる場合は、オート ムを導入する。					□ 選	R	□選	R	□ 選択		□ 選択		
			るものなど、防災に関する対策を講じていること。													
	P+-00-44-66		住宅の登録を受けている。 :、防災川戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築など					選				選択		□ 選択	_	
7	防災対策	の防災対策を受変電設備、	講じている。 自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸 ンドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとともに					□ 邀		選		□ 選択		□ 選択		
Ш		土嚢の準備な	どを行っている。					山 Æ1	<u> </u>	Æ1	`/	L 1617		山地が		
	省エネ・	以下に例示す ること。	るものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じてい													
	再エネ対 策	東京ゼロエミ	住宅やZEHの認証を取得している。					□ 選:	R	□ 選:	R	□ 選択		□ 選択		
L		太陽光発電設	備及び苦電池設備の設置等再エネの取組を講じている。					□ 澄	R _	□ 選打	R.	□ 選択		□ 選択		1
			No. A self-trackly	必須	3	必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	
			適合項目数	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	

		共用部分に関する基準(単位空間別の基準)		セーフ	7ティ		セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新築		既存·改修	新		既存·己	牧修	新多		既存·	改修	
	項目	基準	当位い	須で該 する部 等がな 場合 エック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を 設けない経路とする (2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの				□ 選択	/	□ 選択	$\overline{}$	□ 必須		□ 選択		
		経路とする。)。 (2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設				□ 選択		□ 選択		□必須		□選択		
1	アプロー チ、共用 廊下	置する。 (3 敷連内面積及び共用原下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分 には次の原準に適合する傾斜路を設ける。 「検終路の幅員は、階談に代わるものは1.2m以上、階談に併設するものは1.0 m以上とし、勿配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超えないものとすることができる。 「高さが100mmを報えるものにあっては十中とを少なくとも片側に、かっ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原則、壁幌又は下側に描すたものとするだ空周上がいこと。 「高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750mmごとに搭幅が1.500mm以上の種の場を表する。 「報約部の始点又は終点に、ベビーカーや面はす情が安全に停止でき				□ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		
		る平坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。 (4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げたもの				□ 選択		□ 選択		□ 選択		□選択		
2	エレベーター	とするなど突出しないこと。 地上陸東以及しの場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次 の基準に適合していること。 (1) 出入日有効幅員800mm以上、集行き1,150mm以上とする。 (2) かご内を見渡せる窓文は防災カメタを設置する。 (3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処 できるよう配慮されている。 (4) かご内及び乗降ロビーに、現在位限を表示する装硬を設置する。 同一乗除ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーに ボールランタンや到着子繋チャイムなど、到着を知らせる設備を設 置する。 (5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑				□ 遊択		□ 選択		□ 必須		□ 遊択		
		時でも手が届きやすい位置に設ける。 (6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。				□ 選択		□選択		□必須		□選択		
		(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。 (1) 共用陸段の形状等は次の基準に適合していること。				□ 選択		□ 選択		□選択	\bar{z}	□ 選択		
3	共用階段	ア けあげの・法は200m以下、籍面の寸法は210m以上及び確込み寸法 は30m以下とする。				□ 遊択		□ 選択□ 選択		□ 必須□ 遊択		□ 遊択		
4	共用玄関	② 費 表認度する。				□ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		
		(2) 宅配ボックスを設置する。 (3) 小児用モード、小児用パッドのあるAEDを設置する。				□ 選択		□ 選択	$\overline{}$	□ 選択	-	□ 選択		
5	危険個所 等への進 人防止	屋上、受水槽、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できな いよう、椎の設置や縁を設置する等の対策を講じる(消防の指導により 設置できない場合はその後りではない)。	■ 必須		□必須□	□必須		□必須		□必須		□必須		・管理原、電気室、ボンプ室等は 鍵設置 ・B棟Hrタイプ前に屋上点検口設 置(屋上点検口には鍵有り)
6	ごみ集積所	所管の自治体と事前に協議を行い、居住世帯敷や分別方法等に合わせた ごみ集積形を設置する。 設置に当たっては、人居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等に も配慮した設計とする。	■ 必須		□ 必須 □	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		自治体と協議済 建物内に24時間ごみ出し可のごみ 置場設置、建物外のごみ出しス ペースに管理人が出す仕組み
7	自転車置 場	所管の自治体において定めている設置某事等を満たした自転車匯場とす るともした。 7供用自体事等を平置きできるスペースを設ける。屋外に 設置する場合は、実現付とする。 所管の自治体に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を置 くことができる自転車取場を設置する。				□選択		□ 選択		□ 必須		□選択		
8	ワーキン グスペー ス	ワーキングスペース等を設置する場合、以下に例示するようなもので ワーキングスペース等を運営する上で有効と認められる設備、備品を設 ける。 ア 複数の利用者が一度に利用できる机、椅子 イ セキュリティが確保されたWi-Fi寺のインターネット環境及び照 明、コンセント等の設備 ウ 個室、半個室や可変可能なパーテーション				□ 選択		□ 選択		□ 選択		□選択		
		適合項目数	必 2		必 0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

	項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	まわかも 7 回去乗り 乳 悪の中の体
	坝目	基 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
1	子育で支 援施設	子育で支援施設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基準等を遵守すること。 また、公共施設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を行うこと。 なお、認可外保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する 指導監督要綱(昭和57年6月15日付56福足母第990号。(以下「指導要綱」という。))に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守すると ともに、設置後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。 また、一般住宅部分と動線や配管等を分離すること。			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
2	キッズルーム	キッズルームを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の 規定を準用するほか、以下に例示するようなものでキッズルームを運 営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 授乳やおむつ替えのできるスペース イ 共用トイレ ウ テーブル、椅子等の歓談用の家具 エ 本、おもちゃ等の収納スペース			□ 選択	□選択	□選択	□選択	
3	集会室や 交流ス ペース	集会室や交流スペースを設置する場合、仕様等については別表2及び 別表3の規定を準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、 基準等の定めがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守するこ と。 集会室、交流スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。 その場合は前項の基準を満たす。			□ 選択	選択	□ 選択	□選択	
4	屋外ス	(1) 屋外スペースを設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 砂場や滑り台 イ 共用の手洗い場やトイレウ ベンチや日陰スペース エ 植栽、芝生、花壇			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□選択	
•	ペース	(2) 住民同士で野菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合、以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 散水や手洗いのできる水栓 イ 共用道具を収納する物置 ウ 収穫した作物を調理する設備			□ 選択	□選択	□選択	□選択	
		適合項目数			選 0	選 0	選 0	選 0	

別表5 管理・運営に関する基準

項目	基 淮	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	ンスト	表記の4.7回茶委児 は両の中容体
切日	基 甲	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定程 度免除するなどの措置を講じる。			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
住宅計 事集居配 1 からひの配 虚 事	(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (7) 子育で支援施設の併設、子育で支援サービスの提供、子育で支援施設の併設、子育で支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。 認可保育所等人所選考が一般公募となる子育で支援施設の併設の場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (7) 子育で支援施設を併設する場合は、所管する自治体にで定めるルール等を説明する。 (2) 子育で世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育でに配慮した住宅であることを説明する。 (4) 既存住宅の空き家で認定を取得し、子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する旨を周知する。 (7) 及居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (4) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (5) 日転車置場やごみ集積所等東用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明書よる場合は、責任者を明確にするとともに、使用方法、使用時間、費用基本的な抗ウィルス対策や、状況に応じた対応を徹底することをルールを定め、確実に説明する。 (5) 日本では、大人との距離の確保、など基本的な抗ウィルス対策や、状況に応じた対応を徹底することをルールを定め、確実に説明する。また、運用開始前に近隣任民に対し説明を行う。 (6) キッズルームや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事故防止に加え、基本的な抗ウィルス対策を講じることや、状況に応じた対応を徹底することなど、使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に記明する。			□ 選択	□ 選択	□ 必須 ※	□ 必須 ※	

別表5 管理・運営に関する基準

	項目	基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	シスト	表記のある図面番号、計画の内容等
	坝日	盗 理	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	住宅計 寒居配 から入の配 虚事項	(3) 子育て支援サービスの提供における配慮 以下に例示するものなど、子育て支援サービスの提供等を行うこと。 子育で支援サービスの提供におたっては、サービスの種類により関係 法令、基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所管 となる自治体と事前に協議を行うこと。 ア 近隣保育施設等と連携した存間診療や時間がりサービスの提供 イ 近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施 ウ ベビーシッターなどの訪問保育サービス エ 子育で等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 オ その他子育で支援サービスとして知事が認めたもの 子育て支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。 イ 子育で支援サービスの提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。 イ 子育で支援サービスと提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頼度等を取り決めること。			□ 選択 ※	□ 選択	□ 選択 □ ※	□ 選択 ※	
2	安心して 日常生活 を送るた	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、 屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを掲示板 への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、 継続的に周知していくこと。			□ 選択 ※	□ 選択	□ 必須	□ 必須	
	めの配慮 事項	(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地域の子育て 支援情報など子育に関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧等で 定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。			□ 選択	□ 選択	□ 必須	□ 必須	

別表5 管理・運営に関する基準

項目			セーフティ		セレクト		アドバンスト		表記のある図面番号、計画の内容等	
		态毕		新築	既存・改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
3	コミュの 成の のの の 項	的と ア	ミュニティが形成されていくきっかけをつくることを目下に例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。ムパーティー ースを活用した絵本の読み聞かせ会った子供用品の貸し借り会、フリーマーケット しゃべり会、パパ会、ママ会 ラジオ体操などのイベント や防災マップ作成会議 治会などによる各種イベント 居用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ めのイベント等			□ 選択	□ 選択	□ 必須	□ 必須 ※	
		下の例示する ア 地域の人 イ 町会・自 犯活動や ウ 地域で活 エ WEBの	交流の機会の創出 ティとの交流のきっかけをつくることを目的として、以 取組などを年に数回、継続的に実施する。 も参加できる餅つきやラジオ体操などのイベント 治会、子供会などの地域の組織が主催する防災活動、防 お祭りなど様々な取組への参加 動しているNPO等と連携した地域交流イベント 活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ めのイベント等			□ 選択	□ 選択 ※	□ 選択	□ 選択	
適合項目数				必須 — 選択 O	必須 — 選択 0	必須 0 選択 0	必須 0 選択 0			

[※] 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。

別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

TH	項目	基準	セーフティ		セレクト			アドバンスト			表記のある図面番号、計画の内容等			
74			新	築	既存・改修	新	築	既存・改	女修	新築	既存	·改修		
1 カック	市町村 らの意 の反映	て支援サービ	要綱第4に規定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育 て支援サービス提供に関する意見を反映して、子育て支援施設等の設 置又は子育て支援サービスの提供を実施すること。					選択	□	択	□選択		選択	
			適合項目数	選択			選択	0	選択	0	選 0	選択	0	